

日事連発第210号  
平成21年3月13日

国土交通大臣  
金子一義殿

社団法人日本建築士事務所協会連合会  
会長 三栖邦博

### 設備設計一級建築士制度の円滑な施行に関する要望について

常日頃、当連合会の活動につきましては多大なご理解とご指導をいただいていることに深く感謝申し上げます。

さて、昨年11月28日に改正建築士法が施行されました。その中に新たに設けられた設備設計一級建築士による設備設計への関与の義務付けの規定（法第20条の3）は、本年5月27日以降の建築確認申請から適用されます。（ただし、5月26日以前に設備設計が行われたものについては、本年11月27日以降の建築確認申請から適用されます。）

同制度については、これまで取得した資格者が全国で約2,700名、そのうち業務を主に担当することとなる、設計事務所に属すると思われる資格者が1,100名程度と少ないこと、また、県によってはその数が極端に少ない（設計事務所に属すると思われる資格者が4名以下の県が14県、うち2名以下の県が8県）などの資格者の地域偏在等の問題があり、設備設計一級建築士の確保が大きな課題となっています。特に地方部を中心に、連合会を構成する単位会から、適用時期以降に資格者の不足による建築設計業務の停滞や混乱、ひいては社会的混乱が起きるのではないかと懸念する声が大きく、このたびこれらの声を集約し、下記のとおり、同制度の円滑な施行に関する要望を取りまとめました。

現在国におきましても、改正建築士法の円滑な施行に向け、建築設計サポートセンターの開設など種々の施策に取り組まれ、当連合会でも全国の単位会とともに最大限の協力をしているところですが、法適用時期を前にし、円滑な施行について高まる不安をできる限り取り除くための一層の施策を期待する次第です。

つきましては、以上のような事情を十分お汲み取りいただき、これらの要望についてその実現に特段のご配慮をいただけるよう切に要望いたします。

#### 記

##### 1. 法適合確認支援団体（NPO、協同組合等）に対する支援等、中央サポートセンターの機能の強化

- ・設備設計一級建築士のいない建築士事務所の設備設計に関する法適合確認を支援するため、その業務を行う団体の設立について各地で検討、準備されているが、これらの

業務が円滑に行われるべく、国は中央サポートセンターを通じ、資格者の確保や財政的支援などを行えるよう、中央サポートセンターの機能強化を図っていただきたい。

## 2. 法適合確認マニュアルの早期提示・公表

- ・今回制度化された法適合確認は新しい建築士（事務所）の業務であるが、資格者には、他者が行った設備設計の法適合確認の責任範囲等について懸念する声が非常に大きく、この制度が円滑に機能しない恐れがある。特に設備は、電気、機械分野の専門性が強く、専門外の分野についてまで法適合確認の責任を負えないとする声もある。現在国の説明では3月までに法適合確認のマニュアルを作成し、講習会を実施することとしているが、その提示・公表は非常に重要であり、早期かつ確実に実施していただきたい。
- ・その作成および提示・公表に当たっては、以下の点に配慮していただきたい。
  - 法適合確認の業務がわかりやすく、簡素で効率的なマニュアルとすること
  - 法適合確認を行う設備設計一級建築士の責任範囲を極力限定する方向で、明確化すること
  - 増改築の扱い、工事中の変更の扱いなどについて、設備設計一級建築士の関与を極力限定する方向で、対象範囲の基準を明確化すること
  - 法適合確認業務は全く新しい業務であり、今回の新報酬基準にも規定されていないことから、業務の円滑な推進には適正な業務報酬のための標準業務量の算出が必要であること

## 3. 公共建築等における発注者の対応の適正化

- ・国及び地方公共団体などの公共建築において、設備設計一級建築士の関与が法的に必要な建築物の設計の発注に際しては、法適合確認業務を外部に求める建築士事務所に対し、選定時点でその再委託先の特定を求めることが、また、地方公共団体や民間においても、設備設計一級建築士の関与が法的に必要のない建築物の設計の発注に際して、設備設計一級建築士の有無を事務所選定時の条件とすることによって設備設計一級建築士のいない建築士事務所が不利益になる状況を生じないよう、取り扱いを明確にし、指導や周知を徹底されたい。

## 4. 地方における設備設計一級建築士の数の確保のための継続的な取組の強化

- ・設備設計一級建築士の資格取得講習は、平成21年度にも1回実施すると聞いているが、制度施行時での資格者が非常に少ない状況に鑑み、当面、地域偏在の状況がある程度改善されるまでの間は、年1回の講習とするだけでなく、実施頻度の検討を行っていただきたい。また、講習及び考査の実施状況やその資格を取得するに必要な知識、技能の習得などに関する情報提供は、これまで大都市を中心に実施してきた面も指摘されており、今後は電子情報等も活用し、地方部にも徹底されるよう、情報提供の改善を図っていただきたい。

## 5. 制度の施行に関する状況の継続的な把握と建築士事務所の業務に支障が生じた場合の

### **適切で、時機を失しない対応策の実施**

- ・設備設計一級建築士制度は、従来にない全く新しい制度であり、その施行が間近な現時点でも、社会的影響がなかなか予測し得ないものであることから、できるだけ混乱を避けるために施行に関する状況を継続的に的確に把握することが必要であり、万一建築士事務所の業務に支障が生じた場合、又は確実に生じると思われる場合は速やかに、時機を失しないよう、適切な対応策を強力に講じていただきたい。